

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のおしきについて

「がん保険ウィッシュ」は、主契約の「無配当 無解約払戻金型一時金方式がん保険」に「悪性新生物初回診断一時金特約」を付加した商品です。がんになった場合にまとまった一時金を確保することができる保険です。

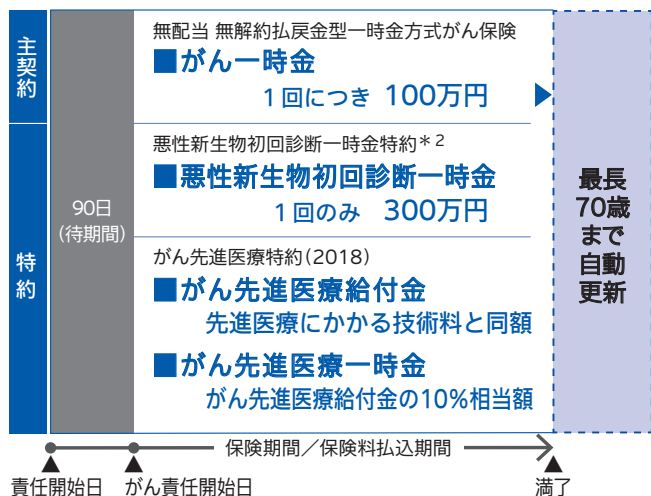
一定期間の保障が得られる「定期型」と、一生涯にわたり保障が継続する「終身型*1」があります。

*1「終身型」は、「定期型」からの切替えのみ取扱います。

※この商品における「がん」とは、「ご契約のしおり抜粋」の別表2に定めるがんをいい、「悪性新生物」とは、「ご契約のしおり抜粋」の別表16に定める悪性新生物（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）をいいます。

■契約例（定期型・年満了の場合）

がん一時金額100万円、悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約(2018)付加の場合



■契約例（定期型・歳満了の場合）

がん一時金額100万円、悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約(2018)付加の場合



*2あらかじめ付加されています。

※契約いただく一時金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数／月払・半年払・年払、払込経路／口座振替扱・クレジットカード払扱）については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	一時金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■がん一時金 がん責任開始日以後、つぎのいずれかに該当したとき 初回：初めてがんと診断確定されたとき* 2回目以降：診断確定されたがんの治療を目的として入院を開始したとき	がん一時金額	支払回数無制限（ただし、1年に1回を限度）
悪性新生物初回診断一時金特約	■悪性新生物初回診断一時金 悪性新生物責任開始日以後に初めて悪性新生物と診断確定されたとき*（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）	悪性新生物初回診断一時金額	保険期間を通じて1回のみ

この商品に付加できる主な特約

	一時金・給付金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
がん先進医療特約(2018)	■がん先進医療給付金 がん責任開始日以後に生じたがんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算2,000万円
	■がん先進医療一時金 がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金の10%相当額	1回の療養につき50万円限度

*診断確定の根拠となった検査の実施日を、がん／悪性新生物と診断確定された日として取扱います。

※がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。

※悪性新生物初回診断一時金特約の保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）より開始します。

※悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、悪性新生物初回診断一時金特約は消滅します。

◎保障内容に関する注意事項について

●がん責任開始日前にがん（または悪性新生物責任開始日前に悪性新生物）と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。

●被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありません。

《がん先進医療特約(2018)について》

●先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・症状等)および実施する医療機関(施設基準に適合する病院または診療所)が限定されています。

●医療行為、医療機関および適応症等は、**随時見直しが行われます。**そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、先進医療に該当しない場合、**がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。**

※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

●がん先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

●がん先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

《がん/悪性新生物の診断確定について》

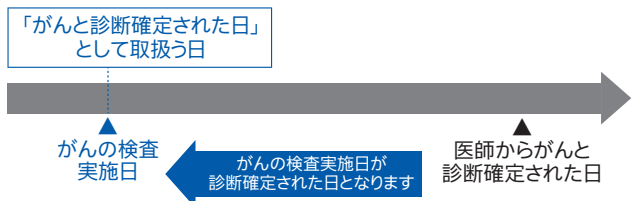
医師(または歯科医師)によって、病理組織学的所見(生検を含みます)*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見(生検を含みます)*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

*病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

《がん/悪性新生物と診断確定された日について》

この保険では、**診断確定の根拠となった検査の実施日**を「**がん**と診断確定された日」「**悪性新生物**と診断確定された日」として取扱います。

※医師からがんと診断確定された日ではありません(医師からがんと告げられた日でもありません)。



※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり(しくみ/一時金等の支払い)、(特約)、(契約後/一時金等を支払いできない場合)」をご確認ください。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※がん以外の原因による保険料の払込免除は責任開始時より保障します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり(しくみ/保険料の払込免除)、(契約後/一時金等を支払いできない場合)」をご確認ください。

●自動更新(定期型・年満了の場合)について

・定期型・年満了の場合には、保険期間が満了する2週間

前までに申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間、一時金額、給付金額で70歳まで自動的に更新します(新たな告知書の提出等の手続きは不要です)。

・同一の保険期間で更新すると70歳をこえる場合には、70歳満了に変更して更新します。

・主契約が更新される場合には、特約は主契約とともに更新します。

・更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。

●解約払戻金について

この商品は保険期間を通じて解約払戻金はありません。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付・保険料の自動振替貸付は取扱いません。

●定期型から終身型への切替えについて

「定期型」の場合、保険期間の途中で、健康状態にかかわらず「終身型」に切替えることができます。

「終身型」は「定期型」と異なり、保険期間および保険料払込期間が終身です。